

脱ハンコと電子契約 —電子署名をめぐる起こった混乱とその解説—

大泰司章 | PPAP 総研

脱ハンコと電子署名で混乱

コロナ禍で在宅勤務となったにもかかわらず、紙にハンコを押すために出勤しなければならない事態が問題となり、その解決策としての電子契約の推進が課題となった。

2020年4月から6月にかけての規制改革推進委員会で文書への押印についての活発な議論が行われた結果、6月19日に内閣府、法務省、経済産業省の連名で「押印についてのQ&A」^{☆1}、また、7月17日には総務省、法務省、経済産業省の連名で「利用者の指示に基づきサービス提供事業者自身の署名鍵により暗号化等を行う電子契約サービスに関するQ&A」^{☆2}という文書が公表された。

もとより、B2B（企業間取引）の電子化について政府があらためて文書を出すことについては違和感を覚えるが、企業の従業員の多くが政府の文書をほしがるのも事実なので致し方ないだろう。

ただ困ったことに、これらに関する記事を読んだ電子契約のユーザが混乱してしまった。そこで、電子契約の歴史を紐解きつつ、ユーザにも分かりやすい解説を試みたい。



電子契約とは

紙にハンコを押すことに代わるソリューションは多岐にわたるが、本稿では契約書等の取引文書を電子的に交わす電子契約に焦点を当てる。電子契約といっても、実際には契約書だけでなく、便利なので見積書から請求書までの全取引文書を電子化することが多い。

一方、社内文書が対象の場合は電子決裁と呼ばれる。電子決裁は社内規則さえ変えればよいので導入は比較的容易であるが、電子契約は相手があることなので特有の難しさがある。

電子契約と類似の概念としてEDI（Electronic Data Interchange：電子データ交換）がある。特定のプロトコルを取り決めたやりとりで、主として企業間の定型的な受発注で利用される。

電子契約は、「紙にハンコ」の見た目を引きずって、PDFに印影のイメージデータを貼り付けるものがほとんどなので、EDIと区別されてきた。ところが、PDF内にEDI対応のXMLを持つソリューションもあって、その場合は見た目が電子契約（または電子請求）だが実はEDIということになるので、この区別は簡単ではない。

その電子契約であるが、前述のQ&Aが公表され、にわかにメディアに露出したのはよいが、導入済みのユーザからは、特に電子署名が分からなくなったという問合せが殺到することになってしまった。

☆1 <http://www.moj.go.jp/content/001322410.pdf>

☆2 https://www.meti.go.jp/covid-19/pdf/denshishomei_qa.pdf

電子契約の3つの方式

今回の顛末について、話を単純化するために電子契約の方式を3つに分けて説明する。

(A) 当事者ローカル電子署名方式

2000年に電子署名法^{☆3}ができた当時に想定されていた方式である。電子署名法で定められた認定認証業務の電子証明書(秘密鍵)がICカードで提供され、そのICカードを使って電子署名がされる。コストが高いものの、建設業界での請負契約等、高額な印紙代を節約する動機がはたらく契約書が電子化された。

(B) 当事者クラウド電子署名方式

2012年頃になると、認定認証業務より手軽に使える特定認証業務の電子証明書で電子契約ができるクラウドサービスが登場した。電子証明書(秘密鍵)はユーザに物理的に渡さずに認証局から直接クラウドサービスに渡す工夫がされた。非常識だという批判はあったが、ブラウザ上でボタンをクリックするだけで、電子証明書の発行から電子署名まで完結するという利便性が受けて普及していく。電子契約元年と言ったのもこのころだ。

次々と大企業の調達部門に導入され、やがて、金融機関の融資契約等にも広がっていった。金融機関は元々本人確認のプロセスが業務に組み込まれていたため、新たに本人確認資料を取得する追加のコストがないため電子契約への相性が良かった。こうして、コロナ禍前には10万社を超えるユーザが使っていたと思われる。

(C) 立会人電子署名方式

一方、数年前から立会人電子署名方式が登場し、積極的に広告宣伝を打ったこともあり、一般への認知度も向上した。契約当事者ではなくサービス提供

者が、立会人のように契約当事者双方の意思を確認して、確認した旨を示すための電子署名を行うものである¹⁾。

混乱した理由

上記のように3つの方式があるわけだが、(A)を「当事者型」、(C)を「クラウド型」として2分類がされ、今までのものは(A)だからダメ、今後は(C)なのだという記事が何本か出た。どうやら、記事を書いた記者が、市場で大宗を占める(B)の存在を知らなかったようなのである。

そうになると、(B)を利用しているユーザからすると、今使っているものは何なのかということになるわけだ。

また、これまで電子契約普及のため、PDFに印鑑イメージを可視署名として付けて、ハンコ=秘密鍵、印影=電子署名、印鑑証明書=電子証明書、という「紙にハンコの契約書」とのアナロジーで説明がされてきた。ところが、立会人電子署名方式ではこの関係が崩れてしまうため、ユーザは理解に苦しむことになる。

サービスを全体として信頼

実は、(B)と(C)の違いは普段の電子契約サービス調達の現場では意識されていない。「当事者の電子署名が打てること」という比較表上の一項目でしかないからだ。そして、(B)に分類されるサービスでも、やろうと思えば(A)はできるし、電子署名は別途従量課金されるオプション扱いなので、当事者の電子署名なしの文書が流れているのが現実なので、実態は(C)に近い。

では、(B)は当事者の署名があるから(C)より信頼できるサービスかということ、必ずしもそうともいえない。結局のところ、電子証明書発行依頼、ユーザの秘密鍵の預かり、電子署名といったプロセスは、

^{☆3} 電子署名法:「電子署名及び認証業務に関する法律」電磁的記録(電子文書等)が、本人による一定の電子署名が行われているときに、真正に成立したものと推定されること等を定めている。本人確認等の信頼性のレベルに応じて、認定認証業務、特定認証業務、認証業務がある。

クラウドでサービス提供者が行うため、本人確認(身元確認, 当人確認) レベルとサービス全体が信頼できるものであるかどうか本質的に重要であって, そもそも (B) か (C) かという話ではない。

(C) は, 紙にハンコのアナロジーで理解できない分りにくさはあるものの, むしろユーザに分りやすくログを表示するという方向性で新しい可能性を持っていると期待している。今はどうなっているかというところ, PDF に赤い印影イメージをつけたところまではよかったが, クリックすると読んでも分からない表示がされる。これはユーザにとって気持ち悪いことなのだ。

課題と展望

印紙を含むコスト削減, ビジネスのスピードアップ, コンプライアンスの向上等, 電子契約にはメリットがあるが, 課題も残っている。そのうちの1つが EDI でも発生している多画面問題だ。発注側は自社で選択した電子契約サービスを使えばよいが, 受注側は発注側に合わせなければならず, 電子契約サービスを使い分けなければならない。これを解決するには電子契約サービス間でデータ連携をする必要がある。

また, 契約書等の取引文書を電子化しさえすればよいというものでもない。取引前, 契約時, あるいは定期的なタイミングで, さまざまな企業情報の登録や審査のための書類提出のコストは大きい。PPAP, PHS, ネ申エクセル等^{☆4}の不合理なビジネスマナーの追放等を含めて, サプライチェーン全体の効率化も図る必要がある。これらの課題についても, 引き続き現場で1つ1つ解決をしていきたい。

参考文献

- 1) 弁護士 宮内 宏: ビジネスガイド 2020 年 6 月号「電子契約サービスのメリット・法的効力と選び方」(宮内・水町 IT 法律事務所)。

(2020 年 8 月 3 日受付)

☆4 PPAP: Password つき zip 暗号化ファイルを送ります /Password をネ申エクセル送ります /A 番号化 /Protocol (詳細は『情報処理』2020 年 7 月号小特集参照)。
PHS: Print してから /Hanko 押して /Scan して送ってくださいプロトコル。
ネ申エクセル: 再利用を考えず, 紙に印刷する目的で見た目を優先して作った Excel ファイル。

■大泰司章 otaishi@gmail.com

三菱電機, 日本電子計算, JIPDEC を経て, PPAP 総研設立。電子契約, 電子署名, メールや Web のなりすまし対策を普及。PPAP, PHS, ネ申エクセル等の非効率な取引慣行を変えて, 真の働き方改革を目指す IT コンサルとして活動中。

